

災害時、1600人超の給水※で すばやくライフラインを確保

可搬式膜ろ過装置

※大人一人当たり30L/日として計算

アクアレスキュー

- 地震や台風による災害発生時に、川、井戸、プール等、さまざまな水源から膜ろ過処理にて良質な水を作ります
- 浄水場と同等の高性能。自動運転システムで逆洗機能付
- 電源AC100Vで電源確保が容易
- 軽量・コンパクト・キャスター付で移動ラクラク

2022年12月、彦根市と「災害時における浄水装置による
応急給水の協力に関する協定」を締結いたしました
避難場所で安心して水をお使いいただけるよう、応急給水
協力体制を整えています

レンタル 対応で便利に

必要な時に 必要なだけ
管理費なしで 安心給水

- 最短1～3日の短納期で設置可能
- 装置の保管、維持管理不要
- 原水水質や現場状況により必要なオプションを装置と同時レンタル



浄水場改修時
仮設として

災害時
給水拠点として

原水悪化時
高濁度、クリプト対策として



熊本地震時のアクアレスキュー給水活動

SGSは **水** で社会に貢献する



株式会社 **清水合金製作所**

滋賀県彦根市東沼波町928 TEL 0749-23-3131 (代) 札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・中国四国・九州

◆この共済は生協法に基づき厚生労働省の認可を受けた事業で、ご加入者の暮らしの安心を守ることを使命としています。



地震基本共済金付 県民共済の **新型火災共済** は 落雷や風水害にも対応



突然発生する

落雷

落雷でテレビやパソコン等が故障したり、住宅が破損した場合は、共済金のお支払い対象となります。

※テレビやパソコン等は「家財」にご加入の場合に対象となります。



集中豪雨などによる

風水害

集中豪雨や台風などの風水害により10万円を超える損害、または床上浸水を被った場合には見舞共済金をお支払いします。

※風水害…雪害を含む。

現在ご加入の火災の保障と比べてください!

住宅や家財を
しっかり保障



火災



消防破壊・消防冠水



破裂・爆発



車両の衝突



落雷



地震

その他、他人の住居からの水もれ、航空機の墜落などによる損害も火災等共済金の対象となります。

※地震等に起因する損害は、下記の地震等による共済金の対象となります。

●負担の少ない掛金

例えば 木造30坪・4人家族、保障額3,700万円の場合

月払掛金 **2,590円** 年払掛金 **29,600円**

(住宅 木造30坪…保障額2,100万円 家財 4人家族…保障額1,600万円)

木造等の住宅・家財の保障額10万円当たりの掛金は、月払い7円、年払い80円です。

※掛金を年払いにすると、月払いと比べて年間で約5%お安くなります。

中面に保障額と掛金がわかる早見表を掲載しています。

さらに掛金負担を軽くする **割戻金**

●修復、新築、買い替えできる 再取得価額で保障

損害を被った住宅や家財は修復、新築、新品購入できる価額をご加入額の範囲内でお支払いします。

※住宅についてはご加入額が加入基準額に基づく最高限度額の70%以上の場合。

●1年先までできる予約申し込みシステム

保障開始日は1年以内なら自由に指定できるので、保障の切り替えに便利です。

●スピード給付をモットーに

迅速なお支払いを心がけ、被災のご一報は**365日・24時間電話で事故受付**いたします。また、インターネットからも受付しています。

新型火災共済は家財だけでも
ご加入いただけます。



見舞共済金等も充実

下記見舞共済金等の額は、損害の程度やご加入額・内容等により異なります。なお、加入住宅とは、ご加入の住宅またはご加入の家財を収容する住宅をいいます。また、ご家族とはご加入者と同一世帯に属する方をいいます。

風水雪害*

床上浸水・風水害による10万円を超える損害を被ったとき

最高**600万円**まで
「風水害等」の保障基準は【制度のご案内】をご確認ください。

漏水見舞費用

階下等、第三者の建物や動産へ水ぬれ損害を与えたとき

ご加入額の20%の範囲内で
1世帯当たり**40万円**まで
(最高100万円まで)

焼死等

加入住宅の火災等でご加入者またはそのご家族が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡・重度障害にいられたとき

1人**100万円**
(合計500万円まで)

失火見舞費用

加入住宅の火災、破裂、爆発で隣家等、第三者の建物や動産へ損害を与えたとき(火元失火)

ご加入額の20%の範囲内で
1世帯当たり**40万円**まで
(最高100万円まで)

持ち出し家財

加入住宅以外の建物内へ一時的に持ち出した家財が火災等により損害を受けたとき(家財にご加入の場合)

家財のご加入額の20%の範囲内で
最高**100万円**まで

借家修復

借家住まいでその家屋に火災等の損害を与えたとき

ご加入額の20%の範囲内で
最高**100万円**まで

臨時費用

火災の際の仮住まいなど臨時の費用に
火災等共済金の20%
最高**200万円**まで

※下記の「風呂の空だき」共済金が支払われる場合を除く

風呂の空だき

風呂の空だきにより、加入住宅の浴槽、風呂釜などにのみ損害が生じたとき

最高**5万円**まで
(住宅にご加入の場合)

地震等*

地震等による加入住宅の半壊・半焼以上の損害に
ご加入額の5%の範囲内で
最高**300万円**まで

半壊・半焼に至らず、損害額20万円を超える損害を加入住宅が被ったとき

一律**5万円**
(加入額100万円以上の場合のみ)

※死亡・重度障害には

1人**100万円**
(合計500万円まで)

「地震等」の保障基準は【制度のご案内】をご確認ください。

★1回の風水害等または1回の地震等による当該共済金の支払事由の発生はこの会の総支払限度額(令和5年4月1日現在、風水害等は850億円、地震等は300億円)の範囲内は変更されることはありません(を超えることなどは、共済金を削減してお支払いします)。
※地震等による加入住宅の被災を直接の原因として、ご加入者またはそのご家族が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡・重度障害にいられたとき

お申し込みいただけるのは **県内にお住まいかまたは勤務地がある方** 加入の対象は「持ち家なら住宅と家財」、「貸している家なら住宅」、「借りている家なら家財」となります。



お問い合わせと資料のご請求は

都道府県民共済グループ

滋賀県民共済

営業時間/平日9:00~17:00 定休日/土・日・祝日

共済取扱団体/滋賀県認可 滋賀県民共済生活協同組合 〒524-0022 滋賀県守山市守山3-24-11

共済元受団体/厚生労働省認可 全国生活協同組合連合会 〒330-8708 さいたま市大宮区大門町2-118 <https://www.kyosai-cc-or.jp/>

0120-060186

おかけ間違いのないよう、電話番号をもう一度お確かめください。

☎077(583)0601(代) ☎077(583)9194

ホームページでもご案内しています

滋賀県民共済 検索

<https://www.shiga-kyosai.or.jp/>



簡単! スマホやパソコンで
便利! 申し込みます

- 加入お申し込み
- 資料請求
- 普及員からの説明お申し込み



県民共済では、ご加入者の皆様に「割戻金のご案内」などの重要なお知らせを定期的にお届けしています。確実にお届けするため、転居等によりご住所や電話番号などが変更となった場合は、できるだけお早めにインターネットからお手続きいただくか県民共済までお知らせください。